

平成27年度

第12回 阿波市教育委員会定例会会議録

阿波市教育委員会

平成27年度第12回 阿波市教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成28年3月24日(木)

開会 午後2時00分

閉会 午後5時20分

2 場 所 阿波市役所 本庁 3階 306会議室

3 出席委員

委 員 長	重 清 由 充
委員長職務代理者	大戸井 美 生
委 員	安 田 佳 子
委 員	森 勝 正
委 員	庄 野 憲 二
委員(教育長)	坂 東 英 司

4 会議出席者

教 育 次 長	吉 田 一 夫
教 育 次 長	高 田 稔
教育総務課長	矢 田 正 和
学校教育課長	大 倉 敏 美
社会教育課長	松 原 美 子
学校給食センター所長	大 木 悠 子
社会教育課課長補佐	林 泰 治
(書記) 教育総務課課長補佐	笠 井 久美代

5 付議事項

- (1) 前回会議録の承認について
- (2) 教育長の報告について
- (3) 阿波市立学校管理規則の一部改正について
- (4) 阿波市立幼稚園管理規則の一部改正について
- (5) 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例施行規則の一部改正について
- (6) 阿波市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部改正について
- (7) 阿波市立幼稚園多子世帯児童に係る保育料軽減事業実施要綱の制
定について
- (8) 阿波市立幼稚園一時預かり事業実施規則の制定について

- (9) 阿波市立幼稚園時間外保育事業実施規則の制定について
- (10) 阿波市文化財保護条例による解除に係る答申について
- (11) 阿波市文化財保護条例による指定に係る答申について
- (12) 準要保護の認定について
- (13) その他

会議の大要は、次のとおり。

【重清委員長】定例会を開会する旨を告げる。

(1) 前回会議録の承認について

【重清委員長】送付いただいております会議録について何かございますか。

〈質 疑〉

なし

【重清委員長】「前回会議録について」を承認する旨を告げる。

(2) 教育長の報告について

【重清委員長】教育長に報告を求める。

【坂東教育長】2月26日から3月24日までの、主だった教育委員会行事について報告。

〈質 疑〉

なし

【重清委員長】「教育長の報告について」を了承する旨を告げる。

(3) 阿波市立学校管理規則の一部改正について

【重清委員長】事務局に説明を求める。

【大倉学校教育課長】阿波市立学校管理規則一部改正について説明。

〈質 疑〉

なし

【重清委員長】「阿波市立学校管理規則の一部改正について」を承認する旨を告げる。

(4) 阿波市立幼稚園管理規則の一部改正について

【重清委員長】事務局に説明を求める。

【大倉学校教育課長】阿波市立幼稚園管理規則一部改正について説明。

〈質 疑〉

【安田委員】確認なんですけれども、4歳児・5歳児が適用なんですね。

【重清委員長】阿波町のほうは5歳児ですね。給食のほうも5日間提供してくださるので、通常通りの授業が行えるということですね。

【重清委員長】「阿波市立幼稚園管理規則の一部改正について」を承認する旨を告げる。

(5)阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正について

【重清委員長】事務局に説明を求める。

【大倉学校教育課長】阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正について説明。

〈質 疑〉

【重清委員長】薬物乱用防止教室というのは、早くからされていたのでしょうか。

【大倉学校教育課長】はい、そうです。

【重清委員長】今回から薬物乱用防止教室分で3千円追加ということですね。

【大倉学校教育課長】平成28年4月1日から適用するようにいたしたいと思えます。

【安田委員】幼稚園や小学校では何をしてるのかなと思っていました。学校薬剤師という欄に名前があったのでね。中学校では薬物乱用防止教室とかしていますよね。

【大倉学校教育課長】小学校と中学校では薬物乱用防止教室をして、その他ではプールの水質検査や飲料水の検査、拭き取り検査などしていただいています。

【重清委員長】「阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正について」を承認する旨を告げる。

(6)阿波市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部改正について

【重清委員長】事務局に説明を求める。

【大倉学校教育課長】阿波市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部改正について説明。

〈質 疑〉

【安田委員】こども園になって変わったんですよね。1号認定と2号認定は時間が違いますよね。

【吉田教育次長】1号認定は一律6千円でした。それが、非課税世帯は3千円にしますということをうたっています。

【大戸井職務代理者】法律に則って条例ができているということですね。

【吉田教育次長】2号認定保育を希望する方については、階層がたくさんあります。この表を見てもらうとわかるように、第10階層にわかれています。所得が高い方には高い保育料をいただくことになっています。

【重清委員長】だけど、阿波市はよその保育料より安いんですよね。

【吉田教育次長】これは国が基準を決めています。それを平均すると阿波市の場合には56%くらいになります。

【重清委員長】「阿波市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部改正について」を承認する旨を告げる。

(7) 阿波市立幼稚園多子世帯児童に係る保育料軽減事業実施要綱の制定について

【重清委員長】事務局に説明を求める。

【大倉学校教育課長】阿波市立幼稚園多子世帯児童に係る保育料軽減事業実施要綱の制定について説明。

〈質 疑〉

【重清委員長】保育料の免除を受けようとする児童の保護者は、自分が自覚して免除してもらわないといけないというふうに保護者のほうから申請するのですか。それとも、申請したほうがいいですよと教えていただいたりというようなことはないですか。

【大倉学校教育課長】保護者からの申請がないとできません。

【重清委員長】保護者は申請を知らないというようなことはないですか。

【大倉学校教育課長】保護者に伝えています。

【坂東教育長】個々で誰が該当するという情報は掴んでいますので。

【重清委員長】「阿波市立幼稚園多子世帯児童に係る保育料軽減事業実施要綱の制定について」を承認する旨を告げる。

(8) 阿波市立幼稚園一時預かり事業実施規則の制定について

【重清委員長】事務局に説明を求める。

【大倉学校教育課長】阿波市立幼稚園一時預かり事業実施規則の制定について説明。

〈質 疑〉

【重清委員長】預かり保育は多いですね。

【大倉学校教育課長】多いです。

【重清委員長】学校訪問させていただいたら、ほとんどのお子さんが午後からの預かり保育を希望されていますので、それまでにこういう書面がなかったということですね。

【吉田教育次長】今までもこういう書面はありました。

【安田委員】確認ですけど、預かり保育というのが一時預かり事業ということですね。一時預かりといたら別の意味になりますよね。預かり保育にさらにまだ一時預かりがあるのかなと思いますよね。

【庄野委員】長期休業日中の希望者も多いですか。

【大倉学校教育課長】多いです。

【庄野委員】お昼はどうしているんですか。

【大倉学校教育課長】お昼は業者弁当をとっております。

【坂東教育長】預かり保育の料金は。

【大倉学校教育課長】4千円です。

【坂東教育長】8時から6時までの料金は。

【吉田教育次長】6千円と4千円で合計1万円になります。

【大倉学校教育課長】それを超えたら250円いただきます。

【安田委員】1万円ですね。お弁当代は別ですね。

【重清委員長】「阿波市立幼稚園一時預かり事業実施規則の制定について」を承認する旨を告げる。

(9) 阿波市立幼稚園時間外保育事業実施規則の制定について

【重清委員長】事務局に説明を求める。

【大倉学校教育課長】阿波市立幼稚園時間外保育事業実施規則の制定について説明。

〈質 疑〉

【重清委員長】お世話になっていた保護者の方で、保育料の支払が滞っていたということはあったのでしょうか。督促状を出さなければならないような事案は何件かあったのでしょうか。

【大倉学校教育課長】徴収などには行っております。

【安田委員】子どもを預からないというわけにはいきませんしね。準要保護というわけにはいきませんよね。

【大倉学校教育課長】幼稚園はしておりません。

【重清委員長】「阿波市立幼稚園時間外保育事業実施規則の制定について」を承認する旨を告げる。

(10) 阿波市文化財保護条例による解除に係る答申について (11) 阿波市文化財保護条例による指定に係る答申について

【重清委員長】事務局に説明を求める。

【林社会教育課課長補佐】阿波市文化財保護条例による解除に係る答申、阿波市文化財保護条例による指定に係る答申について説明。

〈質 疑〉

なし

【重清委員長】「阿波市文化財保護条例による解除に係る答申について」「阿波市文化財保護条例による指定に係る答申について」を承認する旨を告げる。

【重清委員長】ここで、委員の皆さんにお諮りします。この会議は、午後4時を超えることとなりますので延会といたします。よろしいでしょうか。

【各委員】異議なし。

【重清委員長】延会といたします。小休いたしたいと思います。よろしいでしょうか。

【各委員】異議なし。

【重清委員長】小休いたします。

(12) 準要保護の認定について

【重清委員長】事務局に説明を求める。

【大倉学校教育課長】準要保護の認定について説明。

〈質 疑〉

なし

【重清委員長】「準要保護の認定について」を了承する旨を告げる。

(13) その他について

【重清委員長】委員、事務局に何かあるか尋ねる。

【吉田教育次長】市場中学校現金紛失の件について説明。

〈質 疑〉

なし

【吉田教育次長】質疑のほうがないようですので、教育委員会としての責任の取り方について議題としていただきたいので、追加提案させていただきます。

【重清委員長】教育委員会としての責任の取り方ですが、今報告があったように教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる教育長に代表していただき、責任の在り方について審議したいと考えますがいかがでしょうか。

【各委員】異議なし。

【重清委員長】では、地方教育行政の組織および運営に関する法律第14条第6項に基づき、教育長はこの会議に出席できないこととなりますが、教育委員会の同意があれば出席できるとあります。いかがいたしましょうか。

(教育長退室)

【重清委員長】では、議題に入りますが、地方教育行政の組織および運営に関する法律第14条第7項に基づき本会議を非公開とすることを発議いたします。いかがでしょうか。

【各委員】異議なし。

市場中学校現金紛失の件についての教育長の責任の在り方について
(阿波市教育委員会会議規則第17条により秘密会)

【重清委員長】事務局に説明を求める。

【吉田教育次長】公務員の懲戒処分というのはご存じかとは思いますが、少し復習しておきます。地方公務員法によって公務員の懲戒処分というのは決まっています。今回あった免職というのが一番重い処分です。次に停職、減給、戒告になります。この4種類が法律で定められた処分です。今回の事案については、当該教諭は懲戒免職。それを服務監督する校長については訓告という処分でした。

【高田教育次長】市町村の小中学校等の教職員というのは、市町村の職員ということになっております。ただ、給与は県からいただいております。身分は市町村の職員としつつも、人事は県が行うということになっております。県が任命権者でありますので、人事に関しては市教委のほうから内申はしますが、実際の処分や任命については県が行うということで、今回、県がこの教諭を懲戒免職という処分にいたしました。そして、校長にも市町村教育委員会教育長宛てに通知文が出され、服務上の措置をなさいというような指示があり文書訓告をしたところです。他県や他の自治体の事例をある程度調べてはみましたが、教諭が懲戒免職になった場合、校長にその責任を問われているケースが多かったように思います。

【吉田教育次長】懲戒処分をするにあたって、徳島県も同じですが、阿波市もそれに関する指針を作っています。ほとんどよく似た感じになります。指導監督不適正、要するに職員に対する校長の指導。それから、校長に対する教育長の指導というかたちのものです。今回、指導監督不適正な場合にはこの基準では最高で減給、戒告がありえます。部下・職員が懲戒処分を受けるなどした場合で、管理監督者として指導監督が適正を欠いていた場合は最高で減給です。今回、徳島県が校長に出した処分は訓告という処分でした。ですから、当該教諭が懲戒免職になったけれども、直接の上司である校長は懲戒処分を受けずに訓告という処分でした。校長を監督する教育長については、事例からいうと処分されていないのが一般的と思われます。

〈質 疑〉

【重清委員長】今回の事案というのは、教育委員会全体としても当然責任があると考えております。ただ、他市の例を聞きますと処分を実施しているのははじめによる生徒の自殺や贈収賄事件など社会的に重大な影響を及ぼしたケースに限られているようです。今回の場合は、市民のみなさんに対して気持ちを表すようなかたちで考えたほうがいいのではないかと思います。処分というかたちではなく、教育委員会として襟を正し、心を洗い、前向きに次の段階へ進むという意味で、汗を流すことをとおして前を向いて頑張ってくださいという気持ちを表すということでしょうか。私たち一人ひとりがこれからも今までも同様に、学校訪問などとおして楽しい学校生活、学校づくりをともに見守り、助け、支援していきながら、襟を正して頑張っていく姿勢を市民のみなさんに見ていただくという方法しかないように思うんです。いかがでしょうか。

【安田委員】例えば、教育委員長から教育長に今後こういうことのないように厳しく申し入れてはどうでしょうか。

【重清委員長】委員会として、教育長に厳しくお願いするというのが一番いいでしょうね。

【庄野委員】市民の方が納得いくような方法がいいと思います。学校がどんなふうに変ったのかというのがはっきりわかるような方法を考えてもらって。教育委員会からは校長会とかで言うと思うんですけど、じゃあ学校はどう変えたのかというのを教育委員会も知って説明できるようにしておくことも必要な気がします。

【重清委員長】我々が説明できるようにしておかなければ、聞かれた時に「わからないんです。教育委員会に聞いてください。」ではいけないと思います。では、先ほど言った委員会の申し入れと庄野委員がおっしゃった学校がどう変わったかということの報告をしていただきたいという要望を申し上げますか。それで、教育長には我々委員会側としてはこういうことが二度と起こらないように襟を正してしっかりとご指導いただきたいという気持ちをお伝えするのと、こういう大きな事件が起こったあとに学校へ対処法等通知されたと思うんですけども、各学校からどういう対処をしたか、対処をしていくかというご報告をいただきたい。このようなことを口頭で嚴重注意するということがよろしいでしょうか。

【各委員】異議なし。

【重清委員長】ここで小休いたしたいと思います。よろしいでしょうか。

【各委員】異議なし。

【重清委員長】小休いたします。

(小 休)

【重清委員長】再開いたします。

秘密会を解く。

(教育長入室)

【坂東教育長】只今、委員長から厳重注意がございました。委員の皆様の御意見を重く受けとめ、なお一層この職責を果たしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

【矢田教育総務課長】後援申請、講演会、第一次振興計画、市場中学校体育館基本設計の件について説明。

【松原社会教育課長】阿波市子ども読書活動推進計画について報告。

【吉田教育次長】阿波市第一回定例議会概要の報告と徳島県家庭教育支援条例について説明。

【高田教育次長】阿波市転入教職員辞令交付式について説明。

【安田委員】手をつなぐ育成会主催「みんなの学校」上映会の件について説明。

【重清委員長】本日の議事が全て終了したので、閉会する旨を告げる。

閉 会

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成28年3月24日

委 員 長

委員長職務代理者

委 員

委 員

委 員

教 育 長

教育総務課課長補佐